

土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令等に係る 環境大臣告示の公布及び意見募集の結果について



環境省は、平成 31 年 1 月 29 日に以下に示す 4 つの告示を公布しました。

- 1) 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が要措置区域内的の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件
- 2) 要措置区域外から搬入された土壤を使用する場合における当該土壤の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件
- 3) 自然由来等土壤構造物利用施設に係る事業場からの自然由来等土壤に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するための措置を定める件
- 4) 浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壤の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件

改正法の第 2 段階施行に伴い必要となる告示事項を定めるとともに、第一次答申及び第二次答申において措置を講ずることとされた告示に関する規定を設けるため、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令等に係る環境大臣告示が定められました。

告示の概要

- 1) 土地の形質変更の着手前に、変更範囲の側面を囲み、基準不適合土壤の下にある最も浅い準不透水槽まで鋼矢板(もしくは同様の効力を有する構造物)を設置する。等
- 2) 要措置区域外から搬入された土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握、汚染のおそれを分類し、試料採取等の対象とする。等
- 3) 自然由来等土壤構造物利用施設が帯水層に接しないようにする。特定有害物質が溶出しないように性状を変更する。遮水工を設置する。等
- 4) 処理後土壤を 100 m³ごとに区分し、要措置区域等の指定に係る特定有害物質に応じて試料採取を実施する。等

尚、これらの省令に関する意見募集は 16 団体・個人から寄せられ、それに対する考え方が公表されています。

当社では、土壤汚染調査において実績があります。調査に関する企画提案から分析、報告書作成まで、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2019 年 1 月 29 日付 環境省報道発表資料](#)

土壤環境箇所 坂田旭子

